

長医発第1140号  
令和4年9月2日

各郡市医師会長 殿

長崎県医師会長  
森 崎 正 幸  
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定（緊急避難措置）の  
概要及び必要な手続き等について

標記について、日本医師会から別紙のとおり通知がありました。

つきましては、主な内容は次のとおりですので、貴会におかれましてもご了知下さるようお願いいたします。

- 標記の事務連絡については、令和4年8月31日付長医発第1111号等をもってお知らせしています。
- 今般、同事務連絡が一部改正された旨、各都道府県等衛生主管部（局）宛事務連絡がなされ、日医に対しても情報提供がありました。
- 本改正では、厚生労働大臣による緊急避難措置を実施する都道府県の名称の初回告示について、予定日は8月31日とされているところ、告示から適用まで一定の周知期間を設ける趣旨で適用予定日を9月2日（金）とする追記等がなされています。

長崎県医師会保険医療課・五輪、苑田、光嶋  
TEL095-844-1111/FAX095-844-1110  
kitsuwa-zimu@nagasaki.med.or.jp